

情報局官制外四件第一回審査委員會

昭和十五年十一月十四日(木曜日)本院事務
所ニ於テ開會

出席者

原 議長

鈴木副議長

審査委員長

石井顧問官

審査委員

國務大臣

近衛内閣總理大臣

有馬顧問官
窪田顧問官
石塚顧問官
潮顧問官
二上顧問官
大島顧問官
小幡顧問官
竹越顧問官

説明員

東條陸軍大臣
松岡外務大臣
村田遞信大臣

村瀨法制局長官
佐藤法制局參事官
山崎法制局參事官
伊藤内閣情報部長
久富内閣情報部情報官
川面内閣情報部書記官

須磨外務省情報部長
 松本外務省文化事業部長
 門脇外務書記官
 市河外務書記官
 藤原内務省警保局長
 松村陸軍大佐
 鹿岡海軍中佐
 安田遞信省電務局長
 宮本遞信書記官

堀江書記官長
 諸橋書記官
 高辻書記官

(午後一時四十分開會)

石井委員長開會ヲ宣ス

近衛内閣總理大臣ヨリ情報局官制外關係諸件ニ付、
 松岡外務大臣ヨリ外務省官制中改正ノ件ニ付夫々
 大綱的説明アリ
 窪田竹越兩委員ヨリ本案ノ情報局ト軍報道部トノ

關係ニ付質問アリ東條陸軍、及川海軍兩大臣ヨリ從來陸海軍報道部ノ掌理ニ來レル事務中國策遂行ノ基礎タル事項ニ付テハ情報局ニ移シ其ノ他ノ軍事ニ關スル事項ハ部内ニ存置スルモ陸海軍報道部ハ之ヲ廢止シ大本營報道部ハ本策ニ關係ナク存置セラルル旨ノ答辭アリ次デ窪田委員ハ國策遂行ノ基礎タルベキ事項ノ區域不明確ナルニ懸念ナキカラ訊シ尙國家總動員法第二十條ト新聞紙法第二十七條トノ關係ヲ問ヒタルニ對シ前段ニ付テハ東條陸軍大臣ヨリ運用ニ當リ注意ヲ加フベキ旨、

後段ニ付テハ松村海軍大佐ヨリ軍機軍略ニ關シテハ新聞紙法第二十七條ニ基ク陸、海軍省令ノ定ムル所ニ依ル旨ノ答辭アリ同委員ハ尙情報宣傳ノ諸施設ト情報局トノ關係ヲ問ヒタルニ村田遞信大臣、村瀨法制局長官ヨリ放送ニ付テハ技術ハ遞信省ノ所管ニ殘ルモ其ノ内容ハ情報局ニ移ル旨、映畫ニ付テハ社會教育上ノ見地ヨリスル事務ハ従前通り文部省ノ所管ニ止ムル旨、文學、美術、音樂ニ付テハ國策遂行ノ基礎タル事項ニ關スル限り啓發宣傳ノ上ヨリ情報局ガ關與スル旨ノ答辭アリ

石塚委員ヨリ本案ノ情報局ノ事務ト之ニ統合セラレザル各省ノ情報事務トノ關係ニ付質問アリ村瀨法制局長官ヨリ最モ問題ト爲ルハ内務省ニ於テ行フ出版行政上ノ權限ト情報局ノ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ對スル權限トノ分界ナルガ前者ハ安寧秩序及風俗ニ關シ後者ハ法律的ニ國家總動員法第二十條ノ處分ト表現セラルルモ國策遂行上ノ必要ニ限ラルルモノニシテ事實上ニ於テハ内務省警保局ト情報局ノ關係官ハ相互ニ之ヲ兼任シ執務場所モ同一ニシ恰モ一官廳ノ如クニシ以テ出版業者ガ重複取

締ヲ受クルコトヲ避ケシメントスル旨ノ答辯アリ潮委員ヨリ部局ノ機構ノ稱呼ニ付法制上ノ方針ヲ問ヒタルニ對シ村瀨法制局長官ヨリ區別ノ標準必ズシモ明確ナラザルモ外局ニシテ規模小ナルモノハ部、大ナルモノハ局、特ニ親任官ヲ設置スルガ如キモノハ院ト稱スルヲ大體ノ慣例トスルモ本案官制ハ對滿事務局ノ例ニ準ジ之ヲ局ト稱スルコトトシタル旨ノ答辯アリ次デ同委員ハ新聞記事ノ掲載禁止ニ付國家總動員上ノ必要ニ因ルトキ情報局ニ於テ爲ス處分ニ付テハ國家總動員法第二十條ノ規定ヲ存スルニ安寧

秩序及風俗ノ見地ヨリ内務省ニ於テ爲ス處分ニ付
 テハ根據法規ナク彼此對照茲ニ判然トシテ内務大
 臣ノ治安維持ノ職責遂行上ニ懸念ナキカラ訊シタ
 ルニ對シ安井内務大臣ヨリ國家總動員ニ關スル新規
 ノ處分ニ付テハ特別規定ヲ要スト思惟シタルモ安寧
 秩序及風俗ノ見地ヨリスル記事差止ハ新聞紙法ヲ
 改正スル迄モナク多年ノ慣行ニ從ヒ將來モ從來通り
 之ヲ行ヒ得ベキ旨ヲ述ブ同委員ハ尚外務省對支文化
 事業部及鐵道省國際觀光局ヲ情報局ニ統合セザル
 理由ヲ問ヒタルニ對シ村瀨法制局長官ヨリ前者ニ付

テハ之ヲ興亞院ニ統合スルノ案モアリ取敢ヘズ外務省
 東亞局ニ移シテ將來ノ研究ニ俟ツコトシタル旨、後者
 ハ目下事務整理ノ觀點ヨリ本案ト別箇ニ考慮スベク
 暫ラノ保留シタル旨ノ答辭アリ

二上委員ヨリ本案情報局ハ關係各廳ノ共助ナクシテ
 其ノ機能ヲ發揮シ得ザルベク而ラバ寧ロ各廳ノ情
 報事務ヲ連絡調整スルニ止メ然ルベキヲ訊シタルニ
 對シ東條陸軍大臣及松岡外務大臣ヨリ國策遂行
 ノ基礎タル事項ハ概テ閣議決定ニ基クヲ以テ重要
 部内ノ情報事務ニ付テハ從來ニ比シ一層適切ニ遂行

セラルベク尚情報局總裁ハ閣議ニ出席スルコト爲
ルベキ旨ノ答辯アリ次デ同委員ハ國家總動員法第
二十條ノ處分ノ權限ヲ有スル者ヲ問ヒ情報局總裁
ヲ親任官トスル必要ニ付訊ス所アリ村瀨法制局長官
ヨリ右ノ處分ハ內閣總理大臣之ヲ行フ旨、情報局ハ
量、質共ニ企畫院ニ匹適シ外國ニ於テハ之ヲ以テ一省
ト爲スモノアルニモ鑑ミ其ノ總裁ヲ親任トシタル旨ノ
答辯アリ

大島委員ヨリ本案官制第一條ニ謂フ國策ノ意義
ヲ問ヒタルニ對シ村瀨法制局長官ヨリ國家ノ基本

的重要政策ヲ指シ之ガ解決ニ付テハ實際上各廳トノ
關係ニ於テ齟齬ナキヤウ努ムベキ旨ノ答辯アリ
石井委員長ハ本日ハ之ニテ閉會スル旨ヲ宣ス

(午後四時十五分閉會)

情報局官制外四件第二回審査委員會

昭和十五年十一月十八日(月曜日)本院事務所
於之開會

出席者

原 議長

鈴木副議長

審査委員長

石井顧問官

審査委員

國務大臣

東條陸軍大臣

安井内務大臣

村田逵信大臣

及川海軍大臣

説明員

村瀨法制局長官

佐藤法制局参事官

山崎法制局参事官

伊藤内閣情報部長

關席者

有馬顧問官

竹越顧問官

小幡顧問官

大島顧問官

二上顧問官

潮顧問官

石塚顧問官

窪田顧問官

欄

密

院

久富内閣情報部情報官
 川面内閣情報部書記官
 松本外務省文化事業部長
 門脇外務書記官
 堀 外務書記官
 市河外務書記官
 藤原内務省警保局長
 松村陸軍大佐
 鹿岡海軍中佐
 安田遞信省電務局長

(午後二時開會)

石井委員長開會ヲ宣ス

石塚委員ヨリ各省ヨリ情報局ニ移スベキ事務及職
 員ヲ問ヒ且情報局ノ外交、軍事情報ノ蒐集方法

宮本遞信書記官

堀江書記官長

諸橋書記官

高辻書記官

ヲ訊シタルニ對シ前段ニ付テハ關係各省大臣及
 説明員ヨリ各委員ニ配付セラレタル參考資料ニ基
 キ説明アリ後段ニ付テハ村瀨法制局長官ヨリ外交
 ハ在外公館ニ關スル限り外務省ヲ、軍事ハ陸海軍
 ヲ通ズル旨ノ答辯アリ次テ同委員ハ情報ノ國外
 漏洩ニ對スル對策ヲ問ヒタルニ對シ東條陸軍大臣
 及安井内務大臣ヨリ外國通信ハ事實上制限ヲ加
 ヘ電話ハ之ヲ傍受シ暗號ノ解釋ニ付テモ努力シ
 ツツアル旨ノ答辯アリ

潮委員ヨリ新聞紙其ノ他ノ出版物ニ對スル處分ノ

執行ハ等シク地方警察ナルが處分ノ權限ハ國家總動

員法ニ關シテハ内閣總理大臣、安寧秩序及風俗ニ關シ

テハ内務大臣ニ分屬シ之が限界必ズシテ明確ナラザ

ルヲ以テ地方警察官廳が中央ノ指揮ヲ仰グニ際シ實際上

ノ不便ナキカ尚現行憲兵令ハ憲兵ニ對シ内閣總理大臣ノ

指揮ヲ認ムルコトナキが同大臣ハ國家總動員法第二十條ノ處

分權限ヲ有スルニ付不都合ノ虞ナキカラ訊シタルニ對シ前段

ニ付テハ安井内務大臣ヨリ中央ニ於ケル内務省警保局ト情

報局トノ係官ヲ相互ニ兼官トシテ實際上ノ不便ヲ除ク

旨、後段ニ付テハ東條陸軍大臣ヨリ將來研究スベキ旨

ノ答辯アリ

三土委員ヨリ本案勅令ノ施行ニ要スル經費ニ付質問アリ村瀬法制局長官ヨリ昭和十五年度豫算ニ計上ナキモ關係各省ノ事務減少ニ伴ヒ其ノ豫算ヲ不要額トシ之ニ相當スル額及更ニ所要ノ額ヲ豫備金ヨリ支出スル旨ノ答辯アリ

二上委員ヨリ情報局ノ總裁、次長、祕書官以外ノ高等官ヲ凡テ銓衡任用ヲ許ス情報官トシタル理由ヲ問ヒ情報局ノ權限ニ關シ二三ノ質問アリ村瀬法制局長官其ノ他説明員ヨリ理論上ニ於テハ同局ノ事務カ特殊性

ヲ有シ事實上ニ於テモ書記官トノ併置ニ依リ往々地位ノ上下ノ問題ヲ生ズルノ嫌アルニ因ルヒ日等夫々答辯アリ

右終テ委員長ハ質問終了ト認メ大臣及説明員ノ退席ヲ求ム

(國務大臣及説明員退席)

其ヨリ委員間ノ協議ニ入り各員ヨリ意見ノ開陳アリ結局本案官制ガ其ノ高等官職員中總裁、次長、祕書官ヲ除キ總テ銓衡任用ヲ許ス情報官ト爲シタルハ事頗ル異例ニ屬スルヲ以テ其ノ幾許カラ書記官ニ振換ヘシ

ムベク一應本院書記官長ヨリ政府當局ニ交渉スルコト
ニ決ス

仍テ石井委員長ハ本日ハ之ニテ閉會スル旨ヲ宣ス
(午後四時四十五分閉會)

情報局官制外四件第三回審査委員會

昭和十五年十一月二十日(水曜日)宮中化粧二、間ニ
於テ開會

出席者

原 議長

鈴木 副議長

審査委員長

石井 顧問官

審査委員

有馬顧問官
窪田顧問官
石塚顧問官
潮顧問官
二上顧問官
大島顧問官
小幡顧問官
竹越顧問官

堀江書記官長

諸橋書記官
高辻書記官

(午後一時十分開會)

石井委員長開會ヲ宣ス

書記官長ヨリ前回ノ委員會ニ於ケル決定ニ基キ政府
ト交渉シタル經過ニ付報告アリ

右報告ニ基キ委員間ニ於テ協議ノ決果政府ノ希望
ヲ容レ本案ハ原案通り可決セラレ然ルベキヒ日全會
一致ヲ以テ議決シ審査報告ノ作成ハ委員長ニ任スル

1013
コトニ決ス

仍テ石井委員長閉會ヲ宣ス

(午後一時二十五分閉會)

司法省官制中改正ノ件審査委員會

昭和十五年十一月十九日(火曜日)本院事務所

ニ於テ開會

出席者

原 議長

鈴木副議長

審査委員長

窪田顧問官

審査委員